

土木設計業務、測量業務、地質調査業務共通仕様書（平成 28 年 7 月改定）

■主な改定点

1 共通事項

(1) 条番号の先頭に章番号を加え、全て 3 桁に変更

(2) 業務の着手期限を変更（土 104 条、測 104 条、地 104 条）

契約締結後 15 日以内（休日等を除く。）に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。（旧仕様書は 7 日以内）

(3) 管理技術者の変更不可を追加（測量、地質は主任技術者）（土 107 条、測 109 条、地 108 条）

管理技術者（又は主任技術者）は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

(4) 担当技術者の人数を変更（土 109 条、測 110 条、地 110 条）

担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。（旧は 3 名）

(5) テクリス登録期限を変更（土 110 条、測 111 条、地 111 条）

受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15 日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15 日以内（休日等を除く。）に、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。（旧は 10 日）

(6) ワンデーレスポンスを追加（土 111 条、測 112 条、地 112 条）

監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

(7) 軽微な再委託の種類を追加（土 128 条、測 129 条、地 129 条）

受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項などの軽微な業務の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。

(8) マイナンバーを含む個人情報の取扱いを追加（土 131 条、測 132 条、地 132 条）

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、（中略）受託者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年 1 回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年 1 回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。

(9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置を追加（土 137 条、測 138 条、地 138 条）

- 1 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
- 3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

(10) 保険加入の義務を追加（土 138 条、測 139 条、地 139 条）

受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 土木設計業務

(1) 照査における赤黄チェックの実施を追加（第 108 条）

受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（赤黄チェック）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3 地質調査業務

(1) 照査技術者の配置を追加（第 109 条）

設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、設計業務等における照査技術者を定め、委託者に通知するものとする。（以下略）

(2) 簡易動的コーン貫入試験を追加（第 413～415 条）

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。（以下略）

(3) 地すべり調査における雨量観測を追加（第 905 条）

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。